

(証券コード 3691)
2025年12月8日
(電子提供措置の開始日 2025年12月1日)

株 主 各 位

東京都渋谷区元代々木町30番13号

株式会社デジタルプラス
代表取締役
社長 菊池誠晃

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第21回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

- ・当社ウェブサイト

<https://digital-plus.co.jp/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

- ・東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※ 上記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」欄に「デジタルプラス」と入力、又は、「コード」欄に「3691」と入力の上、検索し、「基本情報」から「総覧書類/PR情報」タブを選択し、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

- ・ネットで招集

<https://s.srdb.jp/3691/>



当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年12月22日（月曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時
2. 場 所
3. 目的事項
報告事項

2025年12月23日（火曜日）午後3時30分
東京都渋谷区渋谷2-12-15 TKP渋谷長井記念ホール

1. 第21期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案
第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいます
ようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使画面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎当社定款第15条の定めにより、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当社ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を除いております。従つて、該書面は監査報告の作成に際して、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

事業報告

企業集団の現況に関する事項
当連結会計年度の事業の状況
対処すべき課題
財産及び損益の状況の推移
主要な事業内容
主要な営業所
従業員の状況
主要な借入先
その他企業集団の現況に関する重要な事項
会社の株式に関する事項
会社の新株予約権等に関する事項
会社役員に関する事項
責任限定契約の内容の概要
役員等賠償責任保険契約の内容の概要
社外役員に関する事項
会計監査人の状況
剰余金の配当等の決定に関する方針
業務の適正を確保するための体制及び
その運用状況の概要

連結計算書類

連結財政状態計算書
連結損益計算書
連結持分変動計算書
連結注記表

計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告
計算書類に係る会計監査人の監査報告
監査等委員会の監査報告



議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席の場合



株主総会日時 2025年12月23日(火曜日)午後3時30分開催

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、第21回定時株主総会招集ご通知(本書)をお持ちください。

株主総会にご欠席の場合



書面にて行使される場合

行使期限 2025年12月22日(月曜日)午後7時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

※書面による議決権の行使において、議案に賛否の記載がなかった場合には、賛成の意思表示がされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットで議決権を行使される場合



行使期限 2025年12月22日(月曜日)午後7時まで

パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスし(<https://evote.tr.mufg.jp/>)、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が不要です。

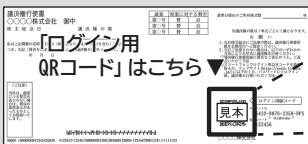
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただけますようお願いいたします。

議決権行使期限 2025年12月22日(月曜日)午後7時まで

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

1. QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

※QRコードは株デンソーウエーブの登録商標です。

■スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が不要です。

■同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

2. 画面の案内に従って賛否をご入力ください

「ログインID」及び 「仮パスワード」を入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする

2. お手元の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン ID」及び「仮パスワード」を入力

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



【「ログイン」をクリック】

【議決権行使サイトの操作方法に関する お問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027

(通話料無料、受付時間：午前9時～午後9時)

ご注意事項

- インターネットより議決権行使される場合は、書面によるお手続きは不要です。
- 書面とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

事業報告

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 設備投資の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

② 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、借入金として300,000千円の資金調達を行いました。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2025年3月25日開催の取締役会において、バリュークリエーション株式会社に対して、デジタルマーケティング支援事業を譲渡することについて決議し、2025年4月1日付で事業の譲渡をいたしました。

当社は、2025年6月30日開催の取締役会において、株式会社Fundit Media Mergersに対して、当社が運営する「ファイナンシャルプラス」を譲渡することについて決議し、2025年7月1日付で事業の譲渡をいたしました。

④ 他の会社の事業の譲受の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

(2) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社デジタルフィンテック	10,000 千円	100.0 %	フィンテック事業
株式会社デジタルand	3,000 千円	51.0 %	メンタルヘルス事業

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数	9,700,000株
(2) 発行済株式の総数	4,356,625株（自己株式100,242株を除く）
(3) 株主数	2,242名

3. 会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等（2025年9月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	菊池誠晃	経営全般、フィンテック事業管掌
取締役	千葉博文	フィンテック、デジタルマーケティング事業管掌
取締役	加藤涼	最高財務責任者兼グループ本部長 株式会社bitFlyer Holdings 監査等委員である取締役 株式会社YAP JAPAN 代表取締役 インパウンドテクノロジー株式会社 取締役
取締役	澤博史	エステートテクノロジーズ株式会社 代表取締役 TOKYO BIG HOUSE株式会社 社外取締役 株式会社ROBOT PAYMENT 社外取締役 アディッシュ株式会社 社外取締役 株式会社Macbee Planet 社外取締役
取締役 (監査等委員)	志村正之	株式会社Shimura&Partners 代表取締役 株式会社bitFlyer Holdings 監査等委員である取締役 株式会社HashPort 社外取締役 BASE株式会社 社外取締役 メドビア株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	西井健二朗	株式会社セブン銀行 執行役員 TORANOTEC株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	松本雄真	佐藤総合法律事務所 弁護士

（注）1. 取締役 澤博史氏、取締役（監査等委員）志村正之氏、西井健二朗氏及び松本雄真氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

なお、当社は澤博史氏、志村正之氏、西井健二朗氏及び松本雄真氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 監査等委員会設置会社のものと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定は必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

（2）当事業年度中に退任した取締役

退任時の 会社における地位	氏名	退任時の 担当及び重要な兼職の状況	退任日
取締役 (監査等委員)	大塚和成	OMM法律事務所 弁護士	2024年12月25日

（注） 取締役 大塚和成氏は、任期満了による退任であります。

(3) 取締役の報酬等の総額

取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)		取締役(監査等委員) (うち社外取締役)		計	
人数	金額	人数	金額	人数	金額
4名 1(名)	63,000千円 3,600(千円)	4名 4(名)	10,500千円 10,500(千円)	8名 5(名)	73,500千円 14,100(千円)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)に対する報酬限度額は、2016年12月22日開催の第12回定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）です。
2. 取締役(監査等委員)に対する報酬限度額は、2016年12月22日開催の第12回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名です。
3. 2024年12月25日開催の取締役会において、取締役(監査等委員を除く。)のそれぞれの報酬については、代表取締役社長 菊池誠晃(経営全般、ファイナンス事業管掌)に一任する旨を決議しております。理由は、各取締役の評価については、代表取締役に一任することが最適であると判断したからであります。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬として、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

② 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、各役員の役職、役割、及び会社の業績、担当業務の内容、貢献、実績等を踏まえて決定するものとしております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会又は取締役会決議で委任を受けた代表取締役社長が、その具体的な内容を決定するものとしております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	菊池誠晃 (1978年3月25日生)	2001年10月 株式会社サイバーエージェント入社 2004年3月 同社マネージャー就任 2005年3月 株式会社シーエー・キャピタル (現 株式会社サイバーエージェント・ベンチャーズ)出向 2005年7月 当社設立 代表取締役社長就任(現任) (当社における地位及び担当) 代表取締役社長 経営全般 フィンテック事業管掌	1,031,800株
2	千葉博文 (1990年8月22日生)	2013年4月 当社入社 2018年3月 株式会社リアルX 代表取締役就任 2020年5月 当社執行役員就任 2020年12月 当社取締役就任(現任) (当社における地位及び担当) 取締役 フィンテック、 デジタルマーケティング事業管掌	33,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	かとうりょう (1980年4月27日生)	<p>2004年4月 中央青山監査法人</p> <p>2005年11月 モルガン・スタンレー証券株式会社入社</p> <p>2009年1月 フォートラベル株式会社 取締役就任</p> <p>2010年5月 パークレイズ証券株式会社 入社</p> <p>2012年9月 コーチ・ジャパン合同会社 入社</p> <p>2014年9月 S-team合同会社 CFO就任</p> <p>2015年10月 株式会社the GUEST 代表取締役就任</p> <p>2016年2月 ユナイテッド&コレクティブ 株式会社 取締役就任</p> <p>2016年9月 株式会社YAP JAPAN 代表取締役就任(現任)</p> <p>2018年12月 AltGate合同会社代表社員 就任</p> <p>2019年6月 インパウンドテクノロジー 株式会社 取締役(現任)</p> <p>2020年12月 当社執行役員CFO 兼 グループ本部長就任</p> <p>2022年3月 株式会社bitFlyer Holdings 監査等委員である取締役就任(現任)</p> <p>2022年12月 当社取締役CFO 兼 グループ本部長就任(現任)</p> <p>(当社における地位及び担当) 取締役 最高財務責任者兼グループ本部長</p>	20,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社株式の数
4	澤 博 史 <small>さわ ひろふみ</small> (1969年1月28日生)	<p>2009年4月 データセクション株式会社 代表取締役就任</p> <p>2013年4月 ソリッドインテリジェンス 株式会社 取締役就任</p> <p>2018年10月 Tranzax株式会社 社外取締役就任</p> <p>2018年10月 株式会社プログレス(現TOKYO BIG HOUSE株式会社)社外取締役就任(現任)</p> <p>2018年12月 株式会社Macbee Planet 社外取締役就任(現任)</p> <p>2019年3月 エステートテクノロジーズ株式会社 代表取締役就任(現任)</p> <p>2019年10月 株式会社ROBOT PAYMENT 社外取締役就任(現任)</p> <p>2020年3月 アディッシュ株式会社 社外取締役就任(現任)</p> <p>2022年12月 当社社外取締役就任(現任)</p>		15,000株

[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]
澤博史氏は、企業経営者として、幅広い見識を有しており、当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 澤博史氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は澤博史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 澤博史氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社と澤博史氏は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。澤博史氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、現任取締役である候補者各氏を被保険者に含む会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各氏の再任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役西井健二朗氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
西井 健二朗 (1971年8月14日生)	<p>1994年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行</p> <p>2007年9月 モルガン・スタンレー証券株式会社（現モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社）入社</p> <p>2010年11月 株式会社大和証券グループ本社入社</p> <p>2012年9月 株式会社セブン銀行入社</p> <p>2019年3月 TORANOTECH株式会社取締役就任（現任）</p> <p>2020年7月 株式会社セブン銀行執行役員（現任）</p> <p>2021年11月 一般社団法人Fintech協会理事（現任）</p> <p>2023年12月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）</p>	—
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 西井健二朗氏を社外取締役候補者とする理由は、当社の経営戦略を具現化できる豊富な経験、及び幅広い見識を有しております、実践的な視点から当社の経営に活かしていくいただけると判断し、選任をお願いするものであります。		

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 西井健二朗氏は、社外取締役候補者であります。

なお、当社は西井健二朗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

3. 当社は、現任監査等委員である取締役である候補者を被保険者に含む会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。西井健二朗氏の再任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

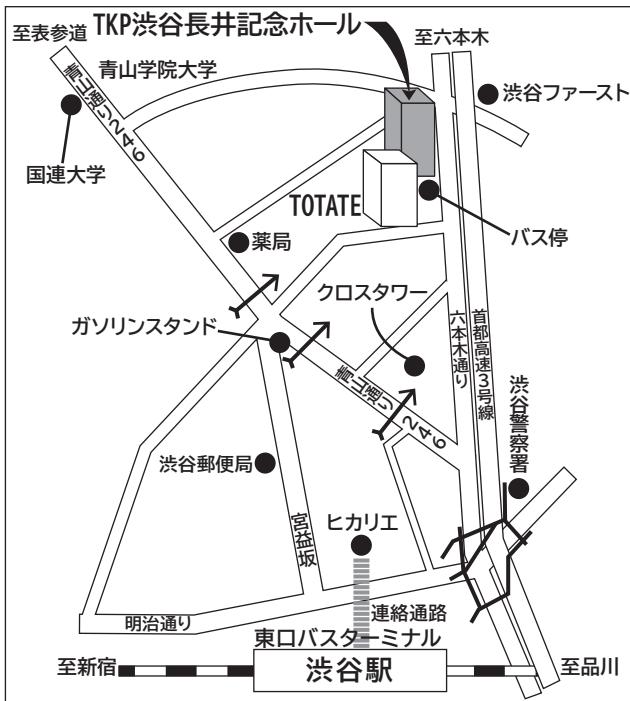
4. 西井健二朗氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

5. 当社は、西井健二朗氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。西井健二朗氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区渋谷2-12-15
TKP渋谷長井記念ホール



交通機関

- JR山手線、東急東横線、東急田園都市線、京王井の頭線、東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線の渋谷駅下車（東口）徒歩8分
- JR渋谷駅東口、都営バス「学03 日赤医療センタ一行き」1つ目「渋谷3丁目」下車すぐ

第21回定時株主総会

その他の電子提供措置事項

(交付書面省略事項)

(2024年10月1日から2025年9月30日まで)

事業報告

- 企業集団の現況に関する事項
- 当連結会計年度の事業の状況
- 対処すべき課題
- 財産及び損益の状況の推移
- 主要な事業内容
- 主要な営業所
- 従業員の状況
- 主要な借入先
- その他企業集団の現況に関する重要な事項
- 会社の株式に関する事項
- 会社の新株予約権等に関する事項
- 会社役員に関する事項
 - 責任限定契約の内容の概要
 - 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
 - 社外役員に関する事項
- 会計監査人の状況
- 剰余金の配当等の決定に関する方針
- 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

連結計算書類

- 連結財政状態計算書
- 連結損益計算書
- 連結持分変動計算書
- 連結注記表

計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

監査報告書

- 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告
- 計算書類に係る会計監査人の監査報告
- 監査等委員会の監査報告書

株式会社デジタルプラス

事業報告

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年10月1日～2025年9月30日）におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復などを背景に、緩やかな回復基調を示しました。一方で、円安や物価上昇の継続、海外における地政学リスクや通商政策の不透明感など、景気の先行きには依然として不確実な状況が続いております。

当社グループを取り巻く市場においては、キャッシュレス決済の浸透やデジタル給与払いの解禁を契機として、フィンテック分野への関心が一層高まっております。さらに、暗号資産やステーブルコイン等の新たなデジタルマネーに対する注目も集まっており、「お金の送り方・受け取り方」そのものが変化する局面を迎えております。これらの流れを背景に、今後もフィンテック市場は持続的に拡大していくものと当社は考えております。

このような状況において、当社グループは、デジタルギフト®や資金移動業に対応したデジタルウォレットを中心に展開する「フィンテック事業」、メディア運営を中心に行っている「デジタルマーケティング事業」の2つの事業を中心に展開をしております。当連結会計年度では、「デジタルマーケティング事業」においてデジタルマーケティング支援事業や一部メディア事業の売却を実施し、2023年9月期第4四半期より進めてきたフィンテック事業の流通総額拡大を目的とした「フィンテックフォーカス」への体制転換を当連結会計年度をもって完了いたしました。

「フィンテック事業」においては、従来より展開しているデジタルギフト®を中心に、企業から個人への多様な支払ニーズに対応するサービスを拡充しております。キャンペーン施策、アンケート謝礼、福利厚生に加え、前連結会計年度より特に注力している株主優待ギフトなど、企業から個人への還元手段としてデジタルギフト®の導入が進んでおります。当社グループは、マーケティング（広告）領域、人材領域、そして支払のDX（金融）領域の三つを注力領域として掲げ、3万円以下の対個人向け支払分野におけるシェア拡大を目指しております。「デジタルマーケティング事業」においては、既存事業のメディア運営を進めております。

また、当社グループは当連結会計年度において、第二種資金移動業の登録を完了いたしました。これにより、報酬や返金など対価性を伴う支払や、犯罪収益移

転防止法に準拠した送金にも対応可能となり、企業から個人への送金をより安全かつ柔軟に行える体制が整いました。今後は、資金移動業に対応したデジタルウォレットのサービス展開を通じて、当社グループの事業基盤及び競争優位性のさらなる強化を図ってまいります。

当連結会計年度においては、前連結会計年度に続き、M&Aにより取得した事業とのシナジー創出を進めてまいりました。特に、メンタルヘルス事業「マヒナ」における報酬支払において、資金移動業に対応したデジタルウォレットを活用した送金スキームの社内試験運用を実施いたしました。これらの取り組みを通じて、サービスの品質及び運用面での精度向上を図り、今後の本格展開に向けた体制整備を進めております。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は933,135千円（前年同期比11.3%増）、営業損失は3,863千円（前年同期は営業利益56,172千円）、親会社の所有者に帰属する当期損失は71,251千円（前年同期は親会社の所有者に帰属する当期利益21,171千円）となりました。

セグメント別の業績は次の通りです。

a. フィンテック事業

国内におけるキャッシュレス化の進展や在宅ワークの拡大、副業解禁などにより、個人の働き方や報酬の受け取り方が多様化する中で、現金以上に価値のあるポイントが利用できる報酬支払インフラの構築を目指して事業を運営してまいりました。当連結会計年度においては、デジタルギフト®を中心に流通総額の拡大に注力し、前連結会計年度比77%増となる年間流通総額130億円を達成いたしました。さらに、当社グループの注力領域であるマーケティング（広告）領域、人材領域、そして支払のDX（金融）領域において、3万円以下の対個人向け支払分野でのシェア拡大を進める中で、株主優待分野における導入企業が増加し、流通総額全体の成長を牽引いたしました。加えて、第二種資金移動業の登録が完了し、報酬や返金など対価性を伴う支払にも対応可能となる体制を整備いたしました。

以上の結果、フィンテック事業の売上収益は852,464千円（前年同期比35.5%増）、セグメント利益は316,009千円（前年同期比48.7%増）となりました。

b. デジタルマーケティング事業

既存事業のメディア運営を展開しました。

以上の結果、デジタルマーケティング事業の売上収益は80,671千円（前年同期比61.4%減）、セグメント利益50,172千円（前年同期比66.4%減）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは以下の事項を対処すべき課題として取り組んでまいります。

① フィンテック事業流通総額の連続成長

当社グループは「デジタルマーケティング事業」及び「フィンテック事業」を開拓してまいりましたが、当連結会計年度において、デジタルマーケティング支援事業及び当社が運営する一部メディア事業を譲渡し、経営資源の選択と集中を進めてまいりました。これにより、フィンテック事業へ重点的に投資できる体制が整いました。今後は「フィンテック事業」を中心事業として、デジタルギフト[®]およびデジタルウォレットを活用した流通総額の継続的な拡大を最優先課題として取り組んでまいります。

② 資金移動業対応デジタルウォレットの垂直立ち上げとセキュリティの強化

今後の成長の中核となる資金移動業対応デジタルウォレットについて、早期の垂直立ち上げを重要課題として位置付けております。1社あたり数十億～数百億円規模の流通市場を見据え、制度要件への確実な対応に加え、セキュリティの強化、バックオフィスを含む安心・安全な運用体制の構築を推進してまいります。併せて、事業としての信頼性を高めるため、サービスのブランド価値向上にも取り組んでまいります。

③ 組織の生産性向上に向けた人材戦略とAI技術の活用

今後のさらなる成長にとって、組織全体の生産性向上が必要不可欠であると認識しております。そのため、優秀な人材の採用・育成を継続して進めるとともに、AI技術を活用した業務効率化・自動化を推進することで、バックオフィスを含む組織全体の業務プロセスの高度化と生産性向上を図ってまいります。

④ 資金調達および財務運営の最適化

当社グループは、「フィンテック事業」における継続的成長の前提となる流通総額の拡大を支えるため、さらなる資金調達を進めてまいります。調達条件、純資産の状況等を適切に見極めながら、必要に応じて株式による調達も検討してまいります。また、支払利息などの資金調達コストの適切な管理を徹底し、その影響を最小限に抑えることで利益の最大化を図るとともに、グループ全体の税務最適化を推進し、財務の健全性と効率性の向上を目指してまいります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

IFRS

区分	2022年9月期 第18期	2023年9月期 第19期	2024年9月期 第20期	2025年9月期 第21期 (当連結会計年度)
売上収益(千円)	623,885	665,463	838,500	933,135
営業利益又は 営業損失(△)(千円)	△148,329	△282,162	56,172	△3,863
親会社の所有者に 帰属する当期利益(千円) 又は当期損失(△)	△201,924	△277,018	21,171	△71,251
基本的1株当たり当期利益 又は当期損失(△)(円)	△55.68	△77.15	5.74	△16.73
資産合計(千円)	1,617,286	1,688,162	2,335,770	3,331,533
資本合計(千円)	781,915	525,817	817,090	921,195
1株当たり 親会社所有者(円) 帰属持分	217.76	136.56	179.09	193.54

(注) 第19期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第18期のIFRSに準拠した数値も併記しております。

日本基準

区分	2022年9月期 第18期
売上高(千円)	623,885
経常損失(△)(千円)	△1,559
親会社株主に 帰属する当期純利益(千円) 又は当期純損失(△)	△179,638
1株当たり当期 純利益又は当期(円) 純損失(△)	△49.54
総資産(千円)	1,422,900
純資産(千円)	799,827
1株当たり(円) 純資産額	221.77

(4) 主要な事業内容（2025年9月30日現在）

事 業	主 要 サ 一 ピ ス
フィンテック事業	「デジタルウォレット（資金移動業対応を含む）」、「デジタルギフト®」、「ファクタリング」等
デジタルマーケティング事業	「オウンド・メディア」、「アライアンス・メディア」等

(5) 主要な営業所（2025年9月30日現在）

名 称	所 在 地
当社	東京都渋谷区
株式会社デジタルフィンテック	北海道札幌市
株式会社デジタルand	東京都渋谷区

(6) 従業員の状況（2025年9月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
27名	0名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
10名	1名増	38.0歳	3年 6ヶ月

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は含まれておりません。

2. 当社から子会社への出向者は含まれておりません。

(7) 主要な借入先（2025年9月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社北國銀行	173,328 千円
株式会社りそな銀行	100,000 千円

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年9月30日現在）

(1) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
菊 池 誠 晃	1,031,800 株	23.68 %
P C 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	403,200 株	9.25 %
株 式 会 社 M a c b e e P l a n e t	369,100 株	8.47 %
株 式 会 社 S B I 証 券	353,600 株	8.11 %
株 式 会 社 ど こ よ り も	191,500 株	4.39 %
福 井 優	114,700 株	2.63 %
樂 天 証 券 株 式 会 社	79,500 株	1.82 %
土 岐 隆 之	57,400 株	1.31 %
株 式 会 社 セ レ ス	54,700 株	1.25 %
渡 辺 穀	50,000 株	1.14 %

(注) 1. 当社は、自己株式を100,242株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) その他会社の株式に関する重要な事項

当事業年度において重要な当該事項は行っておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等

該当事項はありません。

(3) その他会社の新株予約権等に関する重要な事項

第10回新株予約権（有償ストックオプション）

決議年月日	2022年5月10日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社代表取締役 1名 当社役員 3名 当社元役員 3名 当社連結子会社役員 1名 当社従業員 11名
新株予約権の数※	2,395個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数※	普通株式 239,500株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	749円 (注) 2
新株予約権の行使期間※	2022年6月1日～2027年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 749円 資本組入額 374円50銭
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4

※2025年9月30日現在における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は以下の通りであります。

- ① 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値（以下「株価終値」という。）が一度でも下記（a）乃至（c）に掲げる条件を満たした場合、各号に掲げる割合を上限として本新株予約権行使することができる。ただし、本新株予約権の割当日以後に行使価額が調整された場合には発行要項に基づき適切に調整されるものとする。
 - (a) 株価終値が1,208円を上回った場合：33%
 - (b) 株価終値が1,510円を上回った場合：67%
 - (c) 株価終値が3,000円を上回った場合：100%
- ② 上記①にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社株価の終値が5取引日連続して行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (b) その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 新株予約権者が当社及び当社グループの役員又は従業員の地位を喪失した場合、又はこれらの地位を有しない者に本新株予約権を譲渡したときは、当該譲受人を含め本新株予約権行使できないものとする。但し、新株予約権者が当社及び当社グループの役員又は従業員の地位を喪失する前、又は、これらの地位を有しない者に譲渡する前に、取締役会の決議で、新株予約権者又は譲受人が本新株予約権を保有することを承認した場合には、この限りでない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次の通りであります。

- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約・新設合併契約・吸収分割契約・新設分割計画・株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ⑤ 新株予約権行使することができる期間
「新株予約権行使することができる期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権行使することができる期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- ⑧ その他新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

4. 会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の全役員（執行役員を含む。）を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料を全額当社が負担しております。本契約は、取締役（監査等委員である取締役を含む。）などの個人被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用（保険契約において定められた一定の免責事由に該当するものは除く）を補償するものであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
社外取締役 澤 博史	澤 博史	エステートテクノロジーズ株式会社	代表取締役	当社とエステートテクノロジーズ株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
		TOKYO BIG HOUSE 株式会社	社外取締役	当社とTOKYO BIG HOUSE株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社ROBOT PAYMENT	社外取締役	当社と株式会社ROBOT PAYMENTとの間には重要な取引その他の関係はありません。
		アディッシュ株式会社	社外取締役	当社とアディッシュ株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社Macbee Planet	社外取締役	当社と株式会社Macbee Planetとは資本業務提携を行うことを決議しております。当社と株式会社Macbee Planetとの間には重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	志村正之	株式会社 Shimura&Partners	代表取締役	当社と株式会社Shimura&Partnersとの間には重要な取引その他の関係はありません
		株式会社bitFlyer Holdings	監査等委員である取締役	当社と株式会社bitFlyer Holdingsとの間には重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社HashPort	社外取締役	当社と株式会社HashPortとの間には重要な取引その他の関係はありません。
		BASE 株式会社	社外取締役	当社とBASE株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません
		メドピア株式会社	社外取締役	当社とメドピア株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません
社外取締役 (監査等委員)	西井健二朗	株式会社セブン銀行	常務執行役員	当社と株式会社セブン銀行との間には重要な取引その他の関係はありません。
		TORANOTEC株式会社	社外取締役	当社とTORANOTEC株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	松本雄真	佐藤総合法律事務所	弁護士	当社と佐藤総合法律事務所との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	澤 博史	当事業年度開催の取締役会22回全てに出席し、企業経営者として、幅広い見識を有しており、当社の業務執行に対する助言等をいただくことで経営を適切に監督する役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	志村正之	当事業年度開催の取締役会22回全てに、また、監査等委員会14回全てに出席し、企業の経営、財務活動に対する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営全般に対する助言等をいただくことで経営を適切に監督する役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	西井健二郎	当事業年度開催の取締役会22回全てに、また、監査等委員会14回全てに出席し、フィンテック業界、及び金融に対する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の事業の意思決定の妥当性や適正性の確保のための助言等をいただくことで経営を適切に監督する役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	松本雄真	社外取締役就任後開催の取締役会16回全てに、また、監査等委員会11回全てに出席し、弁護士としての専門知識、並びにフィンテック業界に関する幅広い見識を有しており、当社の事業の意思決定の妥当性や適正性の確保のための助言等をいただくことで経営を適切に監督する役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①報酬等の額（公認会計士法第2条第1項の業務）	48,000千円
②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金 銭その他の財産上の利益の合計額	48,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等を総合的に勘案し必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 報酬等の額には、前期に発生した追加的な監査報酬4,000千円を含んでおります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人による適正な監査の遂行が困難である場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会が会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は、将来の事業展開などを総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保、そして経営活性化のための役員及び従業員へのインセンティブにも留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。また、剰余金の配当を行う場合、期末配当を基本方針としております。

7. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

内部統制システムの基本方針に関する決議の概要は、以下の通りであります。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
- ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ③ 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- ④ 監査等委員会は、法令が定める権限行使し、取締役の職務の執行を監査する。
- ⑤ 内部通報マニュアルを定め、法令上疑義のある行為等について社内外からの情報の確保に努める。
- ⑥ 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、人事委員会による処罰の対象とする。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
- ② 情報管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
- ② 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、事業継続計画を策定する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定期開催し、又は必要に応じて随時開催する。
- ② 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程を制定する。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。

- ② 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
- ③ 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、原則として、当社の取締役又は使用人に子会社の取締役又は監査役を兼務させ、当該兼務者を通じて子会社の職務の執行状況を当社に定期的に報告させると共に関係会社管理規程に基づき、その職務の執行状況をモニタリングする。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社グループ全体のリスク管理規程を策定しグループ全体のリスクマネジメントを実施する。
- ③ 子会社の取締役の職務の執行及び業務が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の機関設計及び業務執行の体制について、子会社の事業、規模及び当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督すると共に、子会社の意思決定について、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。
- ④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの職務権限に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。
 - (ii) 当社の内部監査室が各部門及びグループ各社における内部監査を実施し、業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性の把握、評価等を行う。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

必要に応じて内部監査室の職員が監査等委員及び監査等委員会の補佐をする。

- #### (8) 前項の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性に関する事項
- ① 監査等委員会の業務を補助すべき使用人（以下「補助者」という。）の人事異動、人事評価及び懲戒処分については取締役会の協議事項とする。
 - ② 補助者が監査等委員会から監査業務に関する指揮命令を受けたときは、これに関して監査等委員以外の取締役及び他の使用人の指揮命令は受けないものとする。

- (9) 当社の監査等委員以外の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者(以下、本項において「当社及び子会社の取締役等」という。)が当社の監査等委員会に報告するための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社及び子会社の取締役等は、法定の事項に加え、当社又は子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告する。
 - ② 当社及び子会社の取締役等は、当社の監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
 - ③ 当社の監査等委員会は、当社及び子会社の取締役等から得た情報について、第三者に対して報告する義務を負わず、また、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、監査等委員以外の取締役にその理由の開示を求めることができる。
- (10) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員の職務を執行する上で、必要な費用は、請求により会社が速やかに支払うものとする。
- (11) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会が毎年策定する監査計画に従い、実効性ある監査を実施できる体制を整える。
 - ② 各部門及びグループ各社は、監査等委員の往査に協力する。
 - ③ 監査等委員は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
 - ④ 監査等委員は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
 - ⑤ 監査等委員は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
 - ⑥ 監査等委員は、定期的に会計監査人及び内部監査室と意見交換を行い、連携の強化を図る。

上記の内部統制システムの基本方針について、監査等委員会及び内部監査室における業務監査、並びに財務報告に係る内部統制評価を通じて、内部統制システムの有効性を隨時モニタリングしております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,678,956	流動負債	2,232,577
現金及び現金同等物	1,112,987	営業債務及びその他の債務	531,646
営業債権及びその他の債権	1,310,028	借入金	1,170,008
棚卸資産	158,553	未払法人所得税	30,319
未収法人所得税	13,738	引当金	3,220
その他の金融資産	20,000	リース負債	32,333
その他の流動資産	63,648	その他の流動負債	465,048
非流動資産	652,576	非流動負債	177,760
有形固定資産	15,911	借入金	133,320
使用権資産	55,622	引当金	17,108
のれん	196,512	リース負債	23,541
無形資産	236,744	繰延税金負債	2,189
その他の金融資産	109,067	その他の金融負債	1,600
繰延税金資産	38,599		
その他の非流動資産	118	負債合計	2,410,337
		資本の部	
		親会社の所有者に帰属する持分	843,177
		資本金	13,745
		資本剰余金	666,169
		利益剰余金	347,890
		自己株式	△82,072
		その他の資本の構成要素	△102,554
		非支配持分	78,018
		資本合計	921,195
資産合計	3,331,533	負債及び資本合計	3,331,533

連 結 損 益 計 算 書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 収 益	933,135
売 上 原 価	182,759
売 上 総 利 益	750,376
販売費及び一般管理費	803,362
そ の 他 の 収 益	83,789
そ の 他 の 費 用	34,667
営 業 損 失 (△)	△3,863
金 融 収 益	3,994
金 融 費 用	36,365
税引前当期損失 (△)	△36,235
法 人 所 得 税 費 用	45,479
当 期 損 失 (△)	△81,715
当期損失 (△) の帰属	
親 会 社 の 所 有 者	△71,251
非 支 配 持 分	△10,464
当 期 損 失 (△)	△81,715

連結持分変動計算書

(2024年10月1日から)
 (2025年9月30日まで)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	合計
当期首残高	125,489	1,841,222	△1,063,077	△81,982	△101,374	720,277
当期損失	—	—	△71,251	—	—	△71,251
その他の包括利益	—	—	—	—	△1,180	△1,180
当期包括利益	—	—	△71,251	—	△1,180	△72,431
減資	△210,629	210,629	—	—	—	—
資本剰余金から利益 剰余金への振替	—	△1,482,219	1,482,219	—	—	—
新株予約権の 取得及び消却	—	△755	—	—	—	△755
新株予約権の行使	73,884	72,297	—	—	—	146,181
新株予約権の失効	—	△3	—	—	—	△3
非支配持分への支払 配当金	—	—	—	—	—	—
転換社債型新株予約 権付社債の株式への 転換	25,000	25,000	—	—	—	50,000
自己株式の取得	—	—	—	△90	—	△90
所有者との取引額等合計	△111,744	△1,175,052	1,482,219	△90	—	195,331
当期末残高	13,745	666,169	347,890	△82,072	△102,554	843,177

	非支配持分	資本合計
当期首残高	96,812	817,090
当期損失	△10,464	△81,715
その他の包括利益	—	△1,180
当期包括利益	△10,464	△82,895
減資	—	—
資本剰余金から利益 剰余金への振替	—	—
新株予約権の 取得及び消却	—	△755
新株予約権の行使	—	146,181
新株予約権の失効	—	△3
非支配持分への支払 配当金	△8,330	△8,330
転換社債型新株予約 権付社債の株式への 転換	—	50,000
自己株式の取得	—	△90
所有者との取引額等合計	△8,330	187,001
当期末残高	78,018	921,195

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 2社
連結子会社の名称
株式会社デジタルフィンテック
株式会社デジタルand

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称
該当事項はありません。
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称
該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ①金融商品
非デリバティブ金融資産
(a) 当初認識及び測定

当社グループでは、非デリバティブ金融資産は、契約条項の当事者となつた取引日に当初認識しております。営業債権及びその他の債権については、これらの発生日に当初認識しております。

当社グループは、金融資産について、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類し、当初認識時にその分類を決定しております。

金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引コストは、純損益で認識しております。

金融資産が、以下の条件を共に満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する金融資産のうち、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択をした資本性金融商品につきましては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に分類しております。

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(b) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下の通り測定しております。

(i) 債却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(ii) 公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額は、純損益として認識しております。ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益として当期の純損益に認識しております。

(c) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。当社グループは、四半期ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12か月の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及びその他の債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報(内部格

付、外部格付等)を考慮しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべき全ての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいる全てのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

(d) 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は当社グループが金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

なお、連結財政状態計算書上で認識された資産を譲渡するものの、譲渡資産又は譲渡資産の一部に係るリスクと経済価値の全て、又はほとんど全てを保持する取引を締結した場合には、譲渡資産の認識の中止は行っておりません。

非デリバティブ金融負債

(a) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債に分類し、当初認識時にその分類を決定しております。

当社グループでは、非デリバティブ金融負債は、契約条項の当事者となつた取引日に当初認識しております。

当初認識時において、全ての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しております。

(b) 事後測定

当社グループは、償却原価で測定する金融負債については、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

(c) 認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

複合金融商品

当社グループが発行した複合金融商品は、保有者の選択により株主資本に

転換可能である転換社債型新株予約権付社債であります。複合金融商品の負債要素は、資本への転換オプションがない類似の負債の公正価値により測定し、当初認識しております。資本要素は、当該複合金融商品全体の公正価値から負債要素部分の公正価値を控除した金額で測定し、当初認識しております。

当初認識後は、複合金融商品の負債要素部分は実効金利法を用いた償却原価により測定しております。複合金融商品の資本要素については、デリバティブ負債として期末日時点での公正価値を測定しております。

負債要素部分に関する利息は、金融費用として純損益で認識しております。
金融商品の相殺

金融資産と金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的な権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

②棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額とのいずれか低い額により測定しております。取得原価は主として個別法に基づいて算定しております。正味実現可能価額は通常の事業の過程における見積売価としております。

(2) 重要な減価償却資産の評価方法及び減価償却方法

①有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する付随コスト及び資産の原状回復コストが含まれております。

減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、主として定額法で計上しております。各有形固定資産の見積耐用年数は以下の通りであります。

建物附属設備 3～18年

工具、器具及び備品 4～20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かい適用しております。

②無形資産

のれん及び暗号資産以外の無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

(a) 個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

(b) 企業結合で取得した無形資産

企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日現在の公正価値で測定しております。

(c) 自己創設無形資産(開発費)

開発(又は内部プロジェクトの開発局面)における支出は、以下の全てを立証できる場合に限り資産として認識することとしており、その他の支出は全て発生時に費用処理しております。

- ・使用又は売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- ・無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図
- ・無形資産を使用又は売却できる能力
- ・無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法
- ・無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- ・開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力
償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。

各無形資産の見積耐用年数は以下の通りであります。

ソフトウェア 4～5年

商標権 10年

顧客関連資産は、その効果が及ぶ期間にわたって償却しております。

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かい適用しております。

(d) 暗号資産

当社グループは、暗号資産をIAS第38号「無形資産」に基づく無形資産として認識し、取得原価で当初測定しております。当社グループは、当該無形資産を耐用年数を確定できない無形資産とみなし、償却を行っておりません。当初認識の後には、再評価モデルを用いて当該無形資産を測定することを選択しております。

(3) 企業結合

当社グループの企業結合は、取得法を用いて会計処理しております。

取得対価は、被取得企業の支配と交換に移転した資産、引き受けた負債及び当社グループが発行した資本性金融商品の取得日における公正価値の合計額で測定しております。取得対価には、条件付対価契約から生じる識別された全ての資産

又は負債の公正価値が含まれております。

IFRS第3号「企業結合」に基づく認識の要件を満たす被取得企業の識別可能な資産、負債及び偶発負債は、繰延税金資産（又は繰延税金負債）及び従業員給付契約に関連する負債又は資産はそれぞれIAS第12号「法人所得税」及びIAS第19号「従業員給付」に従って認識し測定しており、上記以外は取得日の公正価値で測定しております。

企業結合に関連して発生した専門家報酬などの取得関連コストは、発生時の費用として会計処理しております。

取得対価が識別可能な資産及び負債の正味価額を超過する場合は、のれんとして認識しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が生じた報告期間の末日までに完了しない場合、会計処理が完了していない項目については、暫定的な金額で連結計算書類を作成しております。測定期間中、取得日時点で存在し、それを知っていたならば取得日時点で認識した金額の測定に影響したであろう事実及び状況について入手した新しい情報の反映をするために、取得日時点で認識した暫定的な金額を遡及修正しております。測定期間は1年を超えない期間であります。条件付対価は取得時に公正価値で認識し、取得後に公正価値が変動した場合は、上記測定期間中の変動は取得対価を修正し、測定期間後の変動は損益として認識しております。

共通支配下における企業結合とは、全ての結合企業又は結合事業が最終的に企業結合の前後で同じ当事者によって支配され、その支配が一時的なものではない企業結合をいいます。当社グループは共通支配下における企業結合取引について、帳簿価額に基づき会計処理をしております。

当社グループは、非支配持分を公正価値で測定するか、識別可能な純資産の認識金額に対する非支配株主の持分割合で測定するか、取得日に個々の取引ごとに選択しております。なお、非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理するため、当該取引からのれんは認識されません。

(4) のれん

のれんの当初認識時における測定は、「注記 4. 会計方針に関する事項 (3) 企業結合」に記載の通りであります。

当初認識後ののれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

減損については、「注記 4. 会計方針に関する事項 (6) 非金融資産の減損」に記載の通りであります。

(5) リース

当社グループは、契約開始時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか

又はリースを含んでおります。

① 借手としてのリース

契約がリースであるか又はリースを含んでいる場合、借手としてのリース取引は、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。

リース負債はリース開始日において同日現在で支払われていないリース料の現在価値で測定し、使用権資産はリース負債の当初測定額に当初直接コスト等を加えた額で測定しております。

リース取引による使用権資産は、主に各社の事務所等で構成されており、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。使用権資産は、見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたって定額法により減価償却しております。リース負債に係る金利費用は、使用権資産に係る減価償却費と区分して、金融費用に含めております。

なお、リース期間が12か月以内のリース取引及び原資産が少額のリース取引は、使用権資産及びリース負債を認識せず、当該リースに関連したリース料をリース期間にわたり規則的に費用として認識しております。

② 貸手としてのリース

当社グループがリースの貸手である場合、リース契約時にそれぞれのリースをファイナンス・リース又はオペレーティング・リースに分類しております。それぞれのリースを分類するにあたり、当社グループは、原資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的に全て移転するか否かを総合的に評価しております。移転する場合はファイナンス・リースに、そうでない場合はオペレーティング・リースに分類しております。

当社グループが中間の貸手である場合、ヘッドリースとサブリースを別個に会計処理します。サブリースの分類は、ヘッドリースが短期リースである場合には、オペレーティング・リースに分類し、それ以外の場合には、原資産ではなくヘッドリースから生じる使用権資産を参照して分類しております。

ファイナンス・リース取引については、リースの開始日において、ファイナンス・リースに基づいて保有している資産は、正味リース投資未回収額に等しい金額で債権として表示しております。ファイナンス・リースに係る金融収益は、「注記 4. 会計方針に関する事項 (11) 重要な収益及び費用の計上基準 ② ファイナンス・リース(貸手)の収益」を参照ください。

(6) 非金融資産の減損

当社グループは、四半期ごとに資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。減損の兆候の有無に係わらず、見積耐用年数を確定できない無形資産又は未だ使用可能ではない無形資産、及び企業結合で取得したのれんについては毎期減損テストを実施しております。

減損テストにおいて、企業結合により取得したのれんは、取得日以降、取得企業の資金生成単位又は資金生成単位グループで、企業結合のシナジーから便益を

得ることが期待されるものに配分しております。のれんが配分される当該資金生成単位又は資金生成単位グループのそれぞれは、のれんが内部管理目的でモニターされている企業内の最小の単位で、かつ事業セグメントよりも大きくありません。のれんは、企業結合のシナジー効果によりキャッシュ・フローの獲得への貢献が期待される資金生成単位（最小の単位又は単位グループ）に配分しております。

回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額としております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を算定しております。

使用価値は、資産の継続的使用及び最終的な処分から発生する将来キャッシュ・インフロー及びアウトフローの見積額を貨幣の時間価値及び当該資産の固有のリスクの市場評価を反映した税引前の割引率により割り引いて算定した現在価値です。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が当該資産又は資金生成単位の帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。減損損失は、直ちに純損益として認識しております。

過去の期間において、のれん以外の資産について認識した減損損失は、減損損失が最後に認識された以後、認識した減損損失がもはや存在しないか、あるいは減少している可能性を示す兆候に基づき、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合にのみ、戻し入れます。

(7) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

当社グループは、報告期間の末日における現在の債務を決済するために要する支出(将来キャッシュ・フロー)の最善の見積りを行い、貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、見積られた将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた税引前の割引率で割り引いた現在価値で測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

なお、当社グループの主な引当金は以下の通りであります。

資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所・建物等の原状回復コスト見込額について、各物件の状況を個別に勘案して将来キャッシュ・フローを見積り、資産除去債務を認識しております。これらの費用の金額や支払時期の見積りは、現在の事業計画等に基づくものであり、将来の事業計画等により今後変更される可能性があります。

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、株主優待制度に基づく費用の発生見込額を計上しております。

(8) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としております。

外貨建取引は、取得日の為替レートにより機能通貨に換算しております。期末日における外貨建公正価値で測定されている非貨幣性項目は、公正価値が測定された日の為替レートにより機能通貨に換算しております。非貨幣性項目の利得又は損失がその他の包括利益に認識される場合、当該為替差額もその他の包括利益に認識しております。

(9) 従業員給付

短期従業員給付とは、従業員が関連する勤務を提供した期間の末日後12か月以内に決済の期限が到来する従業員給付をいい、ある会計期間中に従業員が勤務を提供した時に、当社グループは当該勤務の見返りに支払うと見込まれる割り引かない金額で認識しております。当社グループにおける短期従業員給付には有給休暇に係るものがあります。

累積型の有給休暇に関する従業員給付の予想コストは、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時に認識しております。また、当社グループは、累積型有給休暇の予想コストを、報告期間の末日現在で累積されている未使用の権利の結果として当社グループが支払うと見込まれる追加金額として測定しております。

(10) 株式報酬

当社グループは、取締役及び従業員に対するインセンティブ制度として持分決済型のストック・オプション制度を導入しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、付与者からストック・オプションの公正価値と同額が払い込まれ、連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与されたストック・オプションの公正価値は、ストック・オプションの諸条件を考慮し、モンテカルロ・シミュレーション等を用いて算定しております。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

(11) 重要な収益及び費用の計上基準

①顧客との契約から生じる収益

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループは、主にフィンテック事業、デジタルマーケティング事業を開しております。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。なお、いずれの取引も履行義務を充足してから概ね1年以内に取引の対価は受領しており、取引価格に重要な金融要素は含まれておりません。取引価格は顧客との契約に従っており、変動対価が含まれている場合は、契約条件等に従って、当該変動対価に関する不確実性がその後に解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ取引価格に含めております。

1. デジタルウォレット

デジタルウォレット交換サービスは、顧客であるデジタルウォレット会員との規約に基づき、デジタルウォレット会員の交換申請により保有するポイントを希望する電子マネー、現金、ポイント、ギフト、商品券、投資・仮想通貨（以下、「電子マネー等」という。）に交換し、手数料を收受しております。本サービスにおける履行義務は、デジタルウォレット会員の交換申請に基づき、保有するポイントを交換することであり、デジタルウォレット会員が交換先の電子マネー等を受領した時点で履行義務が充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

また、資金移動業対応を含むデジタルウォレットサービスは、顧客であるデジタルウォレット利用者との規約に基づき、利用者のアカウントに当社発行相当バリューを発行する際に手数料を收受し、また、発行相当バリューを利用者が希望する電子マネー等に交換する際に手数料を收受しております。デジタルウォレットサービスの履行義務は、利用者に対して発行相当バリューを発行すること、発行相当バリューを電子マネー等に交換することの二つに区分され、発行における手数料については利用者が発行相当バリューを発行した時点で、交換における手数料については利用者が交換先の電子マネー等を受領した時点で、それぞれ履行義務が充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

2. デジタルギフト

デジタルギフトサービスは主に、デジタルギフト発行サービスとデジタルギフト月額サービス、制作サービスがあります。

デジタルギフト発行サービスは、顧客であるクライアント企業との契約に基づき、クライアント企業に配布用デジタルギフトコードを発行し、手数料を收受しております。クライアント企業は販売促進活動等の一環として発行されたデジタルギフトコードをユーザー等に配布しております。デジタルギフト発行サービスの履行義務は、クライアント企業に対してデジタルギフトコードを発行することであり、クライアント企業がデジタルギフトコードを受領した時点で履行義務が充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

デジタルギフト月額サービスは、顧客であるクライアント企業との契約に基づき、クライアント企業がデジタルギフトサービスを利用できる環境を提供し、月額基本料金を收受しております。クライアント企業は、販売促進活動等の一環としてデジタルギフト環境を活用し、ユーザー等にデジタルギフトを配布しております。デジタルギフト月額サービスの履行義務は、クライアント企業に対してデジタルギフトサービスが利用できる環境を提供することであり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると考えられるため、契約期間にわたり収益を認識しております。

デジタルギフトの制作サービスは、顧客であるクライアント企業との契約に基づき、クライアント企業仕様のオリジナルデジタルギフト環境を制作・納品し、制作請負料金を收受しております。クライアント企業は、自社仕様のデザイン・機能が備わったデジタルギフト環境を活用し、ユーザー等にデジタルギフトを配布しております。制作サービスの履行義務は、クライアント企業に対して、クライアント仕様のデジタルギフト環境を納品した時点で充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

3. マヒナ（占い相談）

マヒナ（占い相談）サービスは、個人顧客との規約に基づき、個人顧客が当社グループが運営するwebメディアで自らが占ってほしい占い師を選択し、選択された占い師が個人顧客に対して占い相談を行うことで、取引対価（占い師ごとに設定された単価×相談時間）を收受しております。

マヒナ（占い相談）サービスの履行義務は、個人顧客に対して複数の占い師が選択でき、選択した占い師に占い相談をするためのwebメディアを含めた仕組みを運営し、占い師が個人顧客に対して占い相談が終了し取引対価が確定した時点で充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

4. ピース（オンライン家庭教師）

ピース（オンライン家庭教師）サービスは、個人顧客との契約に基づき、コンサルタントが個人顧客ごとに適した家庭教師を紹介し、当該家庭教師が当社提供のオンラインシステム上で学習指導を行うことで、取引対価（1回60分の学習指導を月4回実施する月謝）を收受しております。

ピース（オンライン家庭教師）サービスの履行義務は、個人顧客に対する学習指導が完了した時点で充足されると判断し、その一時点で収益を認識してお

ります。なお、ピース（オンライン家庭教師）サービスに係る収益は、代理人としての性格が強いと判断されるため、顧客から收受する対価から業務委託する家庭教師に対する原価を控除した純額を収益として認識しております。

5. 即払い（給与前払いサービス）

即払い（給与前払いサービス）は、クライアント企業に対する即払いサービス利用環境の提供と、ユーザーに対する給与の前払いがあります。

即払いサービス利用環境の提供は、顧客であるクライアント企業との契約に基づき、クライアント企業が即払いサービスを利用できる環境を提供し、月額基本料金を收受しております。クライアント企業は、従業員向け制度の一環として即払いサービス環境を活用しております。即払いサービス利用環境提供の履行義務は、クライアント企業に対して即払いサービスが利用できる環境を提供することであり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると考えられるため、契約期間にわたり収益を認識しております。

給与の前払いサービスは、顧客であるユーザーとの規約に基づき、ユーザーの申請に基づき給与を前払いし、手数料を收受しております。給与の前払いサービスの履行義務は、ユーザーに対して給与を前払いすることであり、ユーザーが前払い給与を受領した時点で履行義務が充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

6. オウンド・メディア

オウンド・メディアサービスは、顧客であるASP会社との規約に基づき、当社グループが運営するwebメディアを介してweb閲覧者がASP会社と契約している広告主のwebサイトに送客し、web閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行った成果として、取引対価（単価×成約数）を收受しております。メディアアフィリエイトサービスの履行義務は、当社グループが運営するwebサイトを介して送客したweb閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行うことであり、web閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行った時点で履行義務が充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

オウンド・メディアサービスの一環として、メディア運営コンサルティングを行っております。メディア運営コンサルティングは、顧客が運営するwebメディアのアフィリエイト報酬が、契約に定められた一定の条件を超過したときに、成果報酬（超過収益額×料率）を收受いたします。メディア運営コンサルティングの収益は、各報告期間の末日前に顧客が獲得しているアフィリエイト報酬及び契約条件に基づき測定しております。

7. アライアンス・メディア

アライアンス・メディアサービスは、クライアント企業との契約に基づき、当社グループが契約するドメインで公開されているwebメディア運営をクライアント企業に委託し、当該webメディアを介してweb閲覧者がASP会社と契約している広告主のwebサイトに送客され、web閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行った成果をクライアント企業が收受した結果の委

託対価として、取引対価（単価×成約数）を收受しております。アライアンス・メディアサービスの履行義務は、当社グループが契約するドメインで公開されているwebサイトを介して送客されたweb閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行った成果をクライアント企業が收受することであり、クライアント企業が成果を收受した時点で履行義務が充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

8. デジタルマーケティング

デジタルマーケティングサービスは、クライアント企業との契約に基づき、クライアント企業が運営するwebメディアのマーケティング支援を行い、取引対価を收受しております。

デジタルマーケティングサービスの履行義務は、当社がクライアント企業のwebメディアのマーケティング支援（主に広告出稿、広告制作や各種コンテンツ制作）を実施することであり、当該マーケティング支援の効果は実施の都度、クライアント企業は便益を享受いたします。そのため、マーケティング支援の実績は契約に従った計算締め期間に従い、月単位（一定期間）で充足されると判断し、その一定期間で収益を認識しております。なお、広告出稿に係る収益は、代理人としての性質が強いと判断されるため、クライアント企業から收受する対価から関連する原価を控除した純額を収益として認識しております。

②ファイナンス・リース(貸手)の収益

ファイナンス・リースに係る金融収益は、受取リース料を実効金利法に基づき金融収益とリース債権の回収に配分する方法で認識しております。

③ファクタリングの収益

ファクタリングに係る収益は、IFRS第9号「金融商品」に基づき実効金利法にて収益を認識しております。

重要な会計上の見積りに関する注記

(のれんの減損テスト)

1. 当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上した金額

資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額は、以下の通りであります。

(単位：千円)

セグメント	資金生成単位	当連結会計年度 (2025年9月30日)
フィンテック	デジタルギフト	8,000
フィンテック	マヒナ	111,741
フィンテック	ピース	76,771

2. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

株式会社Tsunagaruの「デジタルクリエイティブ」、株式会社アーネラの「マヒナ（占い相談）」及び株式会社オンコーチの「ピース（オンライン家庭教師）」に係る企業結合により取得したのれんは、企業結合から便益を得ることが期待される資金生成単位に配分しており、毎期、さらに減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを行っております。

各資金生成単位の回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は、経営者が過去の実績及び外的経営環境を反映し、承認した将来事業計画（将来3年分）を基礎とした将来キャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引くことにより算定しております。

将来事業計画は、受注見込案件や流通総額等のそれぞれの事業特性に応じた売上予測、予定している施策の効果、認識時期などから売上収益を算定しております。また、将来コストのうち、売上連動コストは過去の対売上比率や今後の施策による効果を反映させ、その他コストは過去実績を勘案し、費目ごとに算定しております。これらの算定においては、獲得リード数の主要な仮定が含まれております。

割引率は、税引前加重平均資本コストを基礎に算定しております。なお、将来事業計画の予測を超える期間のキャッシュ・フローについては、将来事業計画の最終事業年度における計画値が成長率0%で継続する仮定に基づき、永続価値を算出しております。

当連結会計年度において、各資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を十分に上回っていることから、減損テストに用いた主要な仮定が合理的な範囲で変更されたとしても、それにより当該資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る可能性は低いと考えております。

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上した金額

繰延税金資産	38,599千円
--------	----------

2. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、決算日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異等に対して、回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において繰延税金資産を認識しております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に使用する将来の課税所得の見積については、経営者が過去の実績及び外的経営環境を反映し、承認した将来事業計画（将来3年分）を基礎としております。

将来事業計画は、受注見込案件や流通総額等のそれぞれの事業特性に応じた売上予測、予定している施策の効果、認識時期などから売上収益を算定しております。また、将来コストのうち、売上連動コストは過去の対売上比率や今後の施策による効果を反映させ、その他コストは過去実績を勘案し、費目ごとに算定しております。これらの算定においては、獲得リード数、ユニークユーザー数、流通総額の主要な仮定が含まれております。

当該見積りは将来の顧客の需要動向や競争環境の変化などにより影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結財政状態計算書に関する注記

- | | |
|--------------------|----------|
| 1. 資産から直接控除した貸倒引当金 | |
| 営業債権及びその他の債権 | 25,497千円 |
| その他の金融資産（非流動資産） | 2,600千円 |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 16,536千円 |

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資金生成単位について減損損失を計上いたしました。

減損損失は、連結損益計算書の「その他の費用」に含まれております。

(1) 減損損失を認識した資金生成単位の概要

場所	用途	種類	金額（千円）
東京都渋谷区	「デジタルマーケティング」	のれん	17,455
北海道札幌市	即払い「給与前払いサービス」	ソフトウェア	9,917

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当連結会計年度において、デジタルマーケティング支援事業の事業譲渡に伴い、「デジタルマーケティング」に係るのれんを売却目的で保有する資産に分類し、帳簿価額を売却コスト控除後の公正価値まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

また、当連結会計年度において資産が減損している可能性を示す兆候があると識別された資金生成単位について減損テストを実施した結果、即払い「給与前払いサービス」に係るソフトウェアについて、収益性の低下により投資額の回収が困難と認められたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。回収可能価額は、事業計画と成長率を基礎とした将来キャッシュ・フローを基に算定した使用価値で測定しておりますが、当該将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、その価値をゼロとして測定しております。

(3) 資金生成単位

当社グループは、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っており、原則として、経営管理上の事業区分を基準として資金生成単位を識別しております。

連結持分変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末の株式数 (株)
普通株式	4,122,100	334,767	—	4,456,867

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末の株式数 (株)
普通株式	100,169	73	—	100,242

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 160,465株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク（信用リスク、市場リスク及び流動性リスク）に晒されております。そのため、社内管理規程等に基づき、定期的に財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避又は低減するための対応を必要に応じて実施しております。

当社グループは、投機目的でのデリバティブ取引は行っておりません。

① 信用リスク

営業債権、契約資産及びその他の債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当社グループは、経理規程及び与信管理規程に従い営業債権について管理部が取引ごとに期日及び残高を管理すると共に、入金状況を各営業部門に隨時連絡しております。これにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債権については、返済期日を大幅に超過するなど、その全部又は一部が回収できない又は回収が極めて困難であると判断された場合に、債務不履行とみなし、信用減損が発生しているものと判定しております。

② 流動性リスク

当社グループは、利益計画に基づきグループ本部が資金繰計画を作成することにより、流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスク

(a) 市場リスクの管理

当社グループが晒されている主要な市場リスクには、金利リスク、株価変動リスク、為替リスクがあり、これらのリスクに対応するため、当社の規程に準じた管理を行っております。

(b) 金利リスク

当社グループの有利子負債は、借入金及びリース負債であり、借入金の一部は変動金利により調達しております。

(i) 金利リスク管理

当社グループは、運転資金を外部からの借入金により調達しており、金利の変動リスクに晒されております。当該金利変動リスクを低減するために、借入金の固定金利と変動金利の適切なバランスを維持し、資金調達を実行しております。

(c) 株価変動リスク

当社グループは、事業戦略を円滑に遂行する目的で業務上の関係を有する企業の株式を保有していることから、株価変動リスクに晒されております。当社グル

ープは、定期的に公正価値や取引先の財務状況等を把握し、取引先企業との関係性を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

株式は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しており、株価変動に対する損益への影響はなく、また、その他の包括利益への影響も軽微であります。

(d) 為替リスク

(i) 為替リスク管理

当社グループは、外貨建ての金融取引を行っており、外国為替相場の変動リスクに晒されております。当該外国為替相場の変動リスクを低減するために、為替相場の継続的なモニタリングを行っております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

① 金融資産及び金融負債の公正価値と帳簿価額の比較

金融資産及び金融負債の公正価値と帳簿価額の比較は、以下の通りであります。なお、公正価値で測定する金融商品及び帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、以下の表には含めておりません。

(単位：千円)

当連結会計年度 (2025年9月30日)		
	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する 金融資産		
敷金及び差入保証金	77,676	77,109
合計	77,676	77,109
償却原価で測定する 金融負債		
借入金	173,328	174,021
合計	173,328	174,021

② 公正価値の測定方法

当社グループの主な金融資産及び金融負債の公正価値の測定方法は、以下の通りであります。

(a) 現金及び現金同等物、並びに営業債権及びその他の債権

これらは全て短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(b) その他の金融資産

敷金及び差入保証金は、償還予定時期を見積り、国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により測定しており、レベル2に分類しております。

非上場株式及び出資金は、主として修正簿価純資産法、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法等の適切な評価技法を使用して測定しており、レベル3に分類しております。

上記以外のその他の金融資産は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(c) 借入金

短期借入金は、短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

長期借入金は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により測定しており、レベル2に分類しております。

(d) その他の金融負債

主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

① 公正価値で測定する金融商品のレベル別分類

公正価値で測定する金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値測定額を、次のようにレベル1からレベル3までに分類しております。

レベル1：活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて測定した公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値の測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値の測定の全体において最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各四半期末日に発生したものとして認識しております。

② 公正価値ヒエラルキー

公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類した、経常的に公正価値で測定する金融商品の内訳は、以下の通りです。

	(単位：千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	—	—	32,753	32,753
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	—	—	18,637	18,637
合計	—	—	51,391	51,391
金融負債				
その他の金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	—	—	—	—
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) レベル間の振替はありません。

③ レベル3に分類された金融商品の公正価値測定に関する情報

レベル3に分類された主な金融資産は非上場株式及び出資金であり、当社が最も適切かつ関連性の高い入手可能なデータである投資先の将来の収益の見通し等の定量的な情報を総合的に考慮し、主として修正簿価純資産法、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法等により公正価値を測定しております。また、レベル3に分類されたSAFE投資は、過去の取引価格を基礎として、金融商品の価値に影響を与える事象を考慮して、公正価値を測定しております。企業結合等により生じた条件付対価は、追加的に交付される可能性がある金額について、その発生確率を加味して公正価値を測定しております。

レベル3に分類された金融商品については、適切な権限者に承認された公正価値測定の評価方針及び手続きに従い、評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しています。評価結果は適切な責任者によりレビューされ承認されております。

④ レベル3に分類した金融商品の調整表

レベル3に分類された金融資産の期首残高から期末残高への調整表は、以下の通りであります。

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	
期首残高	33,800
利得及び損失合計	△2,409
純損益	△522
その他の包括利益	△1,886
購入	—
売却	—
その他	20,000
期末残高	51,391

レベル3に分類された金融負債の期首残高から期末残高への調整表は、以下の通りであります。

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	
期首残高	600
利得及び損失合計	△600
純損益	△600
その他の包括利益	—
決済	—
期末残高	—

収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

分解した売上収益とセグメントとの関連は、以下の通りです。

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	フィンテ ック事業	デジタル マーケテ ィング事 業	その他	
主要なサービス				
オウンド・メディア	—	20,971	—	20,971
アライアンス・メディア	—	4,811	—	4,811
デジタルウォレット	35,438	—	—	35,438
デジタルギフト	424,408	—	—	424,408
デジタルマーケティング	—	54,888	—	54,888
マヒナ（占い相談）	238,908	—	—	238,908
ピース（オンライン家庭教師）	10,800	—	—	10,800
即払い（給与前払い）	15,698	—	—	15,698
顧客との契約から認識した収益	725,253	80,671	—	805,925
その他の源泉から認識した収益(注)	127,210	—	—	127,210
外部顧客への売上収益	852,464	80,671	—	933,135

(注) その他の源泉から認識した収益の中には、IFRS第9号「金融商品」に基づき認識したファクタリングサービスの収益が含まれております。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた契約残高は、以下の通りです。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2025年9月30日) 期首残高	当連結会計年度 (2025年9月30日) 期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	75,850	38,010
契約負債	22,139	17,284
返金負債	—	601

- (注) 1. 契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度における契約負債の期首残高のうち、報告期間中に認識した売上収益の金額は22,139千円あります。
2. 返金負債は、顧客から受け取った又は受け取る対価のうち、将来返金されると見込まれる収益の額であります。
3. 当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した売上収益の額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用して、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(4) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループにおいては、顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産はありません。

(5) 収益を理解するための基礎となる情報

「4.会計方針に関する事項」の「(11)重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり親会社所有者帰属持分	193円54銭
基本的 1 株当たり当期損失	16円73銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,381,215	流動負債	884,872
現金及び預金	180,624	買掛金	3,215
売掛金	33,440	短期借入金	800,000
買取債権	784,412	1年内返済予定の長期借入金	40,008
前渡金	6,279	未払金	20,112
前払費用	8,485	未払費用	3,292
短期貸付金	243,374	預り金	4,334
未収入金	120,124	未払法人税等	950
未収還付法人税等	3,784	株主優待引当金	3,220
その他	689	その他	9,738
固定資産	204,896	固定負債	133,766
有形固定資産	154	長期借入金	133,320
建物	0	繰延税金負債	446
工具、器具及び備品	154		
無形固定資産	7,858		
ソフトウエア	4,144		
商標権	3,713	負債合計	1,018,639
投資その他の資産	196,882		
投資有価証券	18,947	純資産の部	
関係会社株式	1,530	株主資本	567,209
長期貸付金	148,500	資本金	13,745
長期前払費用	118	資本剰余金	775,511
その他	27,786	資本準備金	13,745
繰延資産	3,171	その他資本剰余金	761,766
株式交付費	3,171	利益剰余金	△139,974
		その他利益剰余金	△139,974
		繰越利益剰余金	△139,974
		自己株式	△82,072
		評価・換算差額等	814
		その他有価証券評価差額金	814
		新株予約権	2,619
		純資産合計	570,643
資産合計	1,589,283	負債及び純資産合計	1,589,283

損 益 計 算 書

(2024年10月1日から)
 (2025年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	284,982
売 上 原 価	47,309
売 上 総 利 益	237,672
販売費及び一般管理費	475,523
営 業 損 失 (△)	△237,851
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	19,132
そ の 他	68,545
	87,678
営 業 外 費 用	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	699
支 払 利 息	29,126
株 式 交 付 費 償 却	1,877
社 債 発 行 費 償 却	8,001
そ の 他	6,597
	46,302
経 常 損 失 (△)	△196,475
特 別 利 益	
事 業 讓 渡 益	57,399
新 株 予 約 権 戻 入 益	51
	57,451
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△139,024
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	950
当 期 純 損 失 (△)	△139,974

株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)
 (2025年9月30日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金			利益剰余金		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余合計	その他利益剰余金	継越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	125,489	125,489	1,822,728	1,948,217	△1,482,219	△1,482,219
当期変動額						
当期純損失	—	—	—	—	△139,974	△139,974
減資	△210,629	△210,629	421,258	210,629	—	—
欠損填補	—	—	△1,482,219	△1,482,219	1,482,219	1,482,219
新株予約権の行使	73,884	73,884	—	73,884	—	—
転換社債型新株予約権付社債の株式への転換	25,000	25,000	—	25,000	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	△111,744	△111,744	△1,060,961	△1,172,706	1,342,245	1,342,245
当期末残高	13,745	13,745	761,766	775,511	△139,974	△139,974

	株主資本	株主資本 合 計	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産 合 計
	自己株式		その他有価証 券評価差額金		
当期首残高	△81,982	509,505	584	4,252	514,342
当期変動額					
当期純損失	—	△139,974	—	—	△139,974
減資	—	—	—	—	—
欠損填補	—	—	—	—	—
新株予約権の行 使	—	147,768	—	—	147,768
転換社債型新株 予約権付社債の 株式への転換	—	50,000	—	—	50,000
自己株式の取得	△90	△90	—	—	△90
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	—	—	229	△1,632	△1,403
当期変動額合計	△90	57,703	229	△1,632	56,300
当期末残高	△82,072	567,209	814	2,619	570,643

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式

… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

… 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

… 定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 4～20年

②無形固定資産

… 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

商標権については、定額法（10年）を採用しております。

3. 引当金の計上基準

①株主優待引当金

… 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

①顧客との契約から生じる収益

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。なお、いずれの取引も履行義務を充足してから概ね1年以内に取引の対価は受領しており、取引価格に重要な金融要素は含まれておりません。

(a)オウンド・メディア

オウンド・メディアサービスは、顧客であるASP会社との規約に基づき、当社グループが運営するwebメディアを介してweb閲覧者をASP会社と契約している広告主のwebサイトに送客し、web閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行った成果として、取引対価（単価×成約数）を收受しております。メディアアフィリエイトサービスの履行義務は、当社グループが運営するwebサイトを介して送客したweb閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行うことであり、web閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行った時点で履行義務が充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

(b)アライアンス・メディア

アライアンス・メディアサービスは、クライアント企業との契約に基づき、当社グループが契約するドメインで公開されているwebメディア運営をクライアント企業に委託し、当該webメディアを介してweb閲覧者がASP会社と契約している広告主のwebサイトに送客され、web閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行った成果をクライアント企業が收受した結果の委託対価として、取引対価（単価×成約数）を收受しております。アライアンス・メディアサービスの履行義務は、当社グループが契約するドメインで公開されているwebサイトを介して送客されたweb閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行った成果をクライアント企業が收受することであり、クライアント企業が成果を收受した時点で履行義務が充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

(c)デジタルマーケティング

デジタルマーケティングサービスは、クライアント企業との契約に基づき、クライアント企業が運営するwebメディアのマーケティング支援を行い、取引対価を收受しております。

デジタルマーケティングサービスの履行義務は、当社がクライアント企業のwebメディアのマーケティング支援（主に広告出稿、広告制作や各種コンテンツ制作）を実施することであり、当該マーケティング支援の効果は実施の都度、クライアント企業は便益を享受いたします。そのため、マーケティング支援の

実績は契約に従った計算締め期間に従い、月単位（一定期間）で充足されると判断し、その一定期間で収益を認識しております。なお、広告出稿に係る収益は、代理人としての性質が強いと判断されるため、クライアント企業から收受する対価から関連する原価を控除した純額を収益として認識しております。

(d) シェアードサービス

グループ会社にシェアードサービスを提供しております。業務受託料は、顧客が一定期間にわたり便益を受けるため、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。

②他の源泉から生じる収益

(a) ファクタリング

ファクタリングに係る収益は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき償却原価法にて収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

(2) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、社債償還期間（3年間）にわたり均等償却しております。

株式交付費は、3年間で均等償却しております。

重要な会計上の見積りに関する注記

(株主優待引当金の計上)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において計上している株主優待引当金3,220千円は、株主優待制度に伴う費用に備えるため、将来において発生すると見込まれる額を計上しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 8,843 千円

2. 関係会社に対する金銭債権債務

短 期 金 銭 債 権	395,277 千円
長 期 金 銭 債 権	148,500 千円
短 期 金 銭 債 務	931 千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高	
売上高	77,100 千円
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息及び配当金	18,620 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	100,242株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因是繰越欠損金等であり、全額について評価性引当額を控除しているため、貸借対照表計上額はゼロとなっております。

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員が議決権の過半数を所有している会社	K Legend株式会社	—	役員の兼任資金の借入	資金の借入 資金の返済 利息の支払	250,000 140,000 8,762	短期借入金	350,000

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方法等

資金の借入については、借入利率は実勢価格又は一般的な取引条件を参照としつつ交渉により決定しております。

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社 デジタル フィンテック	所有 直接 100%	役員の兼任 資金の援助	管理業務の受託	70,800	売掛金	32,449
				資金の貸付	150,000		
				資金の回収	240,000	短期貸付金	243,374
				利息の受取	5,498		
子会社	株式会社 デジタル and	所有 直接 51%	役員の兼任 資金の援助	管理業務の受託	6,300	売掛金	550
				利息の受取	4,451	長期貸付金	148,500

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方法等

管理業務の受託に係る取引金額は、取引規模を総合的に勘案し交渉の上決定しております。資金の貸付については、貸付利率は実勢価格又は一般的な取引条件を参照としつつ交渉により決定しております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

1株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	130円38銭
1 株当たり当期純損失金額	32円87銭

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当期純損失	139,974千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る当期純損失	139,974千円
普通株式の期中平均株式数	4,258,155株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年11月25日

株式会社デジタルプラス
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	山本 剛
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	伊藤 健一
業務執行社員		

・監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デジタルプラスの2024年10月1日から2025年9月30までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社デジタルプラス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

・監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

・その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

・連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

・連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年11月25日

株式会社デジタルプラス
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 健一

・監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デジタルプラスの2024年10月1日から2025年9月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

・監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

・その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかに注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

・計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

・計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

・利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

監査等委員会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明すると共に、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と提携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相當であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相當であると認めます。

2025年11月27日

株式会社デジタルプラス 監査等委員会

取締役（監査等委員） 志村 正之 ㊞

取締役（監査等委員） 西井 健二朗 ㊞

取締役（監査等委員） 松本 雄真 ㊞

（注）取締役（監査等委員）志村正之、西井健二朗、松本雄真は、
会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上